

○国立大学法人筑波技術大学春日地区電気工作物保安規程

平成17年10月3日
規程第71号

改正 令和6年3月29日規程第51号

国立大学法人筑波技術大学春日地区電気工作物保安規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第42条第1項の規定に基づき、本学春日地区における電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保することを目的とする。

(法令及び規程の遵守)

第2条 春日地区の職員は、電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

第2章 保安業務の運営管理体制

(保安業務組織)

第3条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、保安に関する業務のため必要な事項を保安協会等に連絡する連絡責任者を定め、その氏名、連絡方法等を保安協会に通知するものとする。

2 前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるための連絡責任代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を保安協会に通知するものとする。

3 前各項に変更が生じた場合は、ただちに保安協会に通知するものとする。

4 連絡責任者又はその代務者を、保安協会の行う保安管理業務に立会わせるものとする。

5 春日地区における電気工作物の保安業務は、事務局長（以下「管理者」という。）がこれを総括管理する。

第4条 保安業務の分掌及び保安業務を円滑に遂行するための指揮命令系統及び連絡系統は、別図第1によるものとする。

(管理者の義務)

第5条 第3条第1号の規定により、管理者は、電気工作物に係る保安上、次に掲げる事項を決定し、又は実施しようとするときは、主任技術者の意見を求めるものとする。

(1) 年度計画に関する事項

(2) 重大な事故に関する事項

(3) 災害対策に関する事項

(4) 電気工作物の建設工事の計画に関する事項

2 法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が、保安業務に関係ある場合には、主任技術者の参画のもとにこれを立案し、決定するものとする。

3 所管官庁が法令に基づいて行う検査には、主任技術者を立ち合わせるものとする。

(主任技術者の職務)

第6条 主任技術者の保安監督の職務は、次の事項について行うものとする。

(1) 電気工作物に係る教育に関すること。

(2) 電気工作物の工事に関すること。

(3) 電気工作物の保守に関すること。

- (4) 電気工作物の運転操作に関すること。
- (5) 電気工作物の災害対策に関すること。
- (6) 保安業務の記録に関すること。
- (7) 保安用機材及び書類の整理に関すること。

2 主任技術者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する監督の職務を誠実に行わなければならない。

(関係職員の義務)

第7条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者（以下「関係職員」という。）は、主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

(主任技術者の解任)

第8条 主任技術者が次の各号の一に該当する場合には、解任することができるものとする。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、保安の確保上不適当と認められたとき。
- (2) 法令又はこの規程の定めるところに違反し、又はその職務を怠り、保安の確保上不適当と認められたとき。

第3章 保安教育

(保安教育)

第9条 主任技術者は、関係職員に対し、電気工作物に係る保安に関し必要な知識及び技能を修得させるため計画的に保安教育を行うものとする。

(保安に関する訓練)

第10条 主任技術者は、関係職員に対し、災害その他電気事故が発生したときの措置について必要に応じ実地指導訓練を行うものとする。

第4章 工事の計画及び実施

(工事計画)

第11条 電気工作物の工事計画を立案するに当たっては、主任技術者の意見を求めるものとする。

2 主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するため、電気工作物の主要な修繕工事及び改良工事（以下「保修工事」という。）の計画を立案し、管理者の承認を求めなければならない。

(工事の実施)

第12条 主任技術者は、電気工作物に関する工事の実施にあたっては、本学の教育研究その他の諸業務（以下「諸業務」という。）との調整を図り、管理者の承認を経てこれを実施するものとする。

2 電気工作物に関する工事の実施に当たっては、必要に応じて作業責任者を選任し、主任技術者の監督のもとにこれを施工するものとする。

3 電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には主任技術者においてこれを検査し、保安上支障がないことを確認して引取るものとする。

第5章 保守

(巡視、点検及び測定)

第13条 電気工作物の保安のための巡視、点検及び測定は、別表第1に定める基準により行わなければならない。

2 主任技術者は、別表第1に定める基準により電気工作物の保守業務を行うに当たっては、あらかじめ実施計画を作成し、管理者の承認を得てこれを実施しなければならない。

第14条 巡視、点検及び測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときには、当該電気工作物を修理し、改造し、移設し、又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

(事故の再発防止)

第15条 事故その他異常事態が発生した場合には、必要に応じ、臨時に精密検査を行いその原因を究明し、再発防止に遺漏のないよう措置するものとする。

第6章 運転又は操作

(運転又は操作)

第16条 主任技術者は、平常時及び事故その他異常時における遮断器、開閉器、その他の機器の操作の順序、方法について定めておかなければならない。

2 前項の操作の順序及び方法については、電気室その他必要な機器の設置場所において見やすい場所に掲示しておかなければならない。

3 主任技術者若しくは代務者又は関係職員は、事故その他異常が発生した場合には、あらかじめ定められた事故の軽重の区分に従い所定の関係先に迅速に報告若しくは連絡し、又は指示を受け適切な応急措置をとらなければならない。

4 前項の連絡若しくは報告すべき事項並びに経路は、電気室その他見やすい場所に掲示しておかなければならない。

5 受電用遮断器の操作に当たっては、東京電力株式会社と必要に応じて連絡するものとする。

第7章 災害対策

(防災体制)

第17条 非常災害時その他の災害に備えて、電気工作物の保安を確保するために適切な措置をとることができるような体制を整備しておくものとする。

第18条 非常災害発生時において電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督は、主任技術者が行うものとする。

2 主任技術者は災害時の発生に伴い危険と認められる場合は、直ちに送電を停止することができるものとする。

第8章 記録

(記録等の保存)

第19条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は、別表第2から別表第5までの定めるところにより記録し、これを3年間保存しなければならない。

2 主要電気機器の保修記録は別表第5に定める設備台帳により記録し、必要な期間保存しなければならない。

第9章 責任の分界

(責任の分界点)

第20条 東京電力株式会社の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、電力需給契約書に基づく責任分界点とする。

(需要設備の構内)

第21条 春日地区の需要設備の構内は、別図第2に示すとおりとする。

第10章 雑 則

(危険の表示)

第22条 主任技術者は、電気室その他高圧電気工作物が設置されている場所であって、危険のおそれがある箇所には、人の注意を喚起するような表示を設けるものとする。

(測定器具類の整備)

第23条 主任技術者は、電気工作物の保安上必要とする測定器具類について整備し、これを適正に保管しなければならない。

(設計図書類の整備)

第24条 主任技術者は、電気工作物の新增設、改造等が行われた場合における設計図、仕様書及び取扱い説明書等については必要な期間整備保存しなければならない。

(手続書類等の整備)

第25条 主任技術者は、関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図面、その他主要文書についてはその写しを必要な期間保存しなければならない。

(その他)

第26条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年3月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第14条関係)

巡視, 点検, 測定及び手入基準

項目 対象		日常巡視点検手入			定期巡視点検手入			精密点検手入			測定		
		No.	周期	点検箇所	No.	周期	点検箇所	No.	周期	点検箇所	No.	周期	点検箇所
受 電 設 備	責任分界となる区分別開閉器, 引込線等(ケーブル, 支持物, 支線腕金, がいし保護継電器付区分別開閉器等)	1	1か月	支持物等 損傷, 脱落 汚損, 腐朽 傾斜	1	1年	支持物等 損傷, 脱落 汚損, 腐朽 傾斜	1	3年	保護継電器 動作特性試験	1	1年	絶縁抵抗測定 区分別開閉器動作試験 保護継電器動作試験
		2	1か月	ケーブル本体 及び端末部 損傷, 変形 汚損, 腐食 他の工作物との離隔, コンパウンド漏れ	2	1年	ケーブル本体 及び端末部 損傷, 変形 汚損, 腐食 他の工作物との離隔, コンパウンド漏れ				2	1年	
		3	1か月	接続箇所 変色	3	1年	接続箇所 過熱, 変色				3	1年	
		4	1か月	ケーブル保護管 損傷, 腐食	4	1年	ケーブル保護管 ゆるみ						
		5	1か月	接地線 損傷, 外れ	5	1年	接地線 損傷, 腐食						
		6	1か月	断線	6	1年	断線						
		7	1か月	区分別開閉器 制御箱 損傷, 腐食 操作紐の切れ	7	1年	区分別開閉器 制御箱 損傷, 腐食 操作紐の切れ						
	8	1か月	マンホール 損傷	8	1年	マンホール 損傷, 浸水							
	断 路 器	1	1か月	本体 損傷, 変形 汚損	1	1年	本体 損傷, 変形 亀裂, 変色				1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1か月	接続箇所 変色			過熱, ゆるみ, 汚損,						
3		1か月	接地線			摩耗, 固定子と可動子の接触状態							

受					2	1年	, クラッチの機能 接続箇所 過熱, 変色 ゆるみ							
					3	1年	接地線 損傷, ゆるみ, 外れ, 断線							
電 設	遮断器 及び開 閉器 (高圧 交流負 荷開閉 器, 遮 断器 等)	1	1か月	本体 損傷, 変形 亀裂, 過熱 異音, 異臭 汚損, 発錆 腐食, 開閉 表示	1	1年	本体 損傷, 変形 亀裂, 過熱 変色, 異音 異臭, ゆる み, 汚損, 発錆, 腐食	1	3年	シーケンス 試験等	1	1年	絶縁抵抗測 定 遮断器の動 作試験 (保 護継電器と の連動)	
		2	1か月	接続箇所 変色	2	1年	固定, 固定 子と可動子 の接触状態				2	1年		
		3	1か月	接地線 損傷, 外れ 断線	3	1年	接地線 損傷, ゆる み, 外れ, 断線							
					4	1年	接触子の消 耗量測定 (V C Bの 場合)							
備		1	1か月	本体 損傷, 亀裂 溶断表示の 確認	1	1年	本体 損傷, 亀裂 過熱, ゆる み, ヒュー ズ定格電流 の確認, 溶 断表示の確 認				1	1年	絶縁抵抗測 定	

受	計器用 変成器 (計器 用変圧 器, 変 流器, 零相変 流器 等)	1	1か月	本体 損傷, 亀裂 異音, 異臭 汚損	1	1年	本体 損傷, 亀裂 過熱, 異音 異臭, ゆる み, 汚損, 零相変流器 セパレート			1	1年	絶縁抵抗測 定	
		2	1か月	接続箇所 変色			接続箇所 過熱, 変色 ゆるみ						
		3	1か月	接地線 損傷, 外れ 断線	2	1年	接続箇所 過熱, 変色 ゆるみ ヒューズ 熔断						
電	変圧器	1	1か月	本体 損傷, 変形 亀裂, 温度 過熱, 異音 異臭, 汚損 腐食, 漏油 振動, 油量	1	1年	本体 損傷, 変形 亀裂, 温度 過熱, 異音 異臭, 汚損 腐食, 漏油 振動, 固定	1	3年	内部点検 接続部, リ ード線, タ ップ値の確 認	1	1年	絶縁抵抗測 定
		2	1か月	接続箇所 変色	2	1年	接続箇所 過熱, 変色 ゆるみ				2	3年	絶縁油 油量, 変色 汚損, 酸価 絶縁破壊電 圧
		3	1か月	接地線 損傷, 外れ 断線	3	1年	接地線 損傷, ゆる み, 外れ, 断線						
		4			4	必要時	絶縁油 油量, 変色 汚損						
	高圧コン デンサ,直 列リア クトル , 放電 コイル	1	1か月	損傷, 変形 亀裂, 過熱 異音, 異臭 汚損, 腐食 漏油, ふく らみ	1	1年	損傷, 変形 亀裂, 過熱 異音, 異臭 汚損, 腐食 漏油, ふく らみ, 固定				1	1年	絶縁抵抗測 定

受 電		2	1か月	接続箇所 変色	2	1年	接続箇所 過熱, 変色							
		3	1か月	接地線 損傷, 外れ 断線	3	1年	ゆるみ 接地線 損傷, ゆる み, 外れ, 断線							
	避雷器	1	1か月	本体 損傷, 亀裂 汚損	1	1年	本体 損傷, 亀裂 ゆるみ, 汚 損				1	1年	絶縁抵抗測 定	
		2	1か月	接続箇所 変色	2	1年	接続箇所 過熱, 変色							
		3	1か月	接地線 損傷, 外れ 断線	3	1年	ゆるみ 接地線 損傷, ゆる み, 外れ, 断線							
	設	母線	1	1か月	母線 たるみ, 被 覆損傷	1	1年	母線, クラ ンプ等 損傷, 過熱				1	1年	絶縁抵抗測 定
		2	1か月	支持がいし 等 損傷, 脱落 汚損等	2	1年	たるみ, ゆ るみ, 腐食 被覆損傷 支持がいし 等 損傷, 亀裂 脱落, 汚損							
備	配電盤 (制御 回路, 電圧計 , 電流 計, パイ ロットランプ , 漏電 遮断器 , ヒューズ , 地絡 継電器 , 過電 流継電器)	1	1か月	指示計器 指示状態, 損傷, 汚損	1	1年	指示計器 指示状態, 損傷, 汚損	1	3年	保護継 電器動 作特性 試験 電圧計 ・電流 計等校 正試験 シーケ ンス試 験	1	1年	絶縁抵抗測 定 保護継電器 動作試験 (遮断器と の連動)	
		2	1か月	表示灯 不点, 損傷 汚損	2	1年	表示灯 不点, 損傷 汚損	2	4年		2	1年		
		3	1か月	開閉器等 損傷, 過熱 変色, 外れ 汚損, 腐食	3	1年	開閉器等 損傷, 過熱 変色, ゆる み, 外れ 汚損, 腐食	3	3年					
		4	1か月	接続方法不 良 接地線 損傷, 外れ 断線	4	1年	接続方法 裏面配線 損傷, 過熱 変色, 断線							

	受電設備の機器				1	1年	汚損箇所の清掃						
配電	配電線路（電線，ケーブル，支持金物	1	1か月	支持物等損傷，脱落汚損，腐朽傾斜	1	1年	支持物等損傷，脱落汚損，腐朽傾斜				1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1か月	ケーブル本体及び端末部損傷，変形汚損，他の工作物との離隔，コンパウンド漏れ	2	1年	ケーブル本体及び端末部損傷，変形汚損，他の工作物との離隔，コンパウンド漏れ						
		3	1か月	ケーブル保護管損傷，腐食	3	1年	ケーブル保護管損傷，腐食						
		4	1か月	接地線損傷，外れ断線	4	1年	接地線損傷，ゆるみ，外れ，断線						
設備	開閉器計器用変成器等	受電設備に準じる			受電設備に準じる			受電設備に準じる			受電設備に準じる		
	接地装置	受電設備に準じる			受電設備に準じる			受電設備に準じる			受電設備に準じる		

非常用予備発電設備	原動機及び付属装置	1	1か月	本体 損傷, 変形 汚損, 腐食	1	1年	本体 損傷, 変形 汚損, 腐食				1	1年	保護継電器 動作試験 (過速度, 油圧低下, 水温上昇, 起動渋滞等)	
		2	1か月	燃料装置 (貯油槽, 配管等) 貯蔵量, 損傷, 外れ, 腐食, 漏油	2	1年	燃料装置 (貯油槽, 配管等) 貯蔵量, 損傷, ゆるみ 外れ, 腐食 漏油							
		3	1か月	冷却装置 (貯水槽, 配管等) 貯水量, 不凍液, 損傷 外れ, 腐食 漏水	3	1年	冷却装置 (貯油槽, 配管等) 貯水量, 不凍液, 損傷 ゆるみ, 外れ, 腐食, 漏水							
		4	1か月	潤滑油装置 (配管等) 油量, 損傷 外れ, 腐食 漏油	4	1年	潤滑油装置 (配管等) 油量, 損傷 ゆるみ, 外れ, 腐食, 漏水							
		5	1か月	始動装置 損傷, 汚損 腐食, 蓄電池電圧	4	1年	潤滑油装置 (配管等) 油量, 損傷 ゆるみ, 外れ, 腐食, 漏油							
		6	1か月	排気装置 損傷, 腐食	5	1年	始動装置 損傷, 汚損 腐食, 蓄電池電圧							
		7	1か月	運転状態 温度, 過熱 異音, 異臭 振動, 始動 停止, 排気 ガスの状態, 換気	6	1年	排気装置 損傷, 異音 腐食							
					7	1年	運転状態 温度, 過熱 異音, 異臭 振動, 始動 停止, 排気 ガスの状態, 換気							
				8	1年	固定状態								

非常用予備発電設備	発電機 励磁装置、 接地装置	1	1か月	本体 損傷, 変形 汚損, 腐食	1	1年	本体 損傷, 変形 汚損, 腐食				1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1か月	運転状態 温度, 過熱 異音, 異臭 振動, 回転 電圧発生状況	2	1年	運転状態 温度, 過熱 異音, 異臭 振動, 回転 電圧発生状況				2	1年	接地抵抗測定
		3	1か月	接地線 損傷, 外れ 断線	3	1年	接地線 損傷, ゆるみ, 外れ, 断線						
電設備	開閉器 配電盤 制御装置等	受電設備に準ずる		受電設備に準ずる		1	3年	保護継電器 動作特性試験			1	1年	保護継電器 動作試験
						2					2	1年	シーケンス 試験
	発電設備の機器				1	1年	汚損箇所の 清掃						
蓄電池設備	蓄電池 本体	1	1か月	本体 損傷, 亀裂 汚損, 腐食 漏液, 端子 の外れ, 極 板・セレータ の湾曲	1	1年	本体 損傷, 亀裂 汚損, 腐食 漏液, 端子 の外れ, 極 板・セレータ の湾曲				1	1か月	電圧・比重 液温の測定
		2	1か月	液量確認	2	1年	液量確認						
	池設備	充電装置, 付属装置	1	1か月	充電装置 汚損, 腐食 開閉器の損 傷, 動作状 況	1	1年	充電装置 汚損, 腐食 開閉器の損 傷, 動作状 況				1	1年
2			1か月	付属装置 損傷, 汚損 腐食	2	1年	付属装置 損傷, 過熱 ゆるみ, 汚 損, 腐食				2	1年	接地抵抗測定
3			1か月	接地線 損傷, 外れ	3	1年	接地線						

				断線			損傷, ゆるみ, 外れ, 断線						
	蓄電池設備の機器				1	1年	汚損箇所の清掃						
電 気 使 用	電動機	1	1日	運転者が音響, 回転, 過熱, 異臭給油状況などについて注意する。	1	1年	損傷, 温度変色, 異音異臭, 汚損振動				1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1か月	損傷, 温度変色, 異音異臭, 汚損振動	2	1年	制御装置点検				2	1年	接地抵抗測定
		3	1か月	接地線損傷, 外れ断線	3	1年	接地線損傷, ゆるみ, 外れ, 断線						
場 所 の 設 備	照明設備	1	1日	日常使用者が温度, 異音等に注意する。	1	1年	本体損傷, 変形変色, 異音脱落, 汚損防湿, 防水不点				1	1年	絶縁抵抗測定
		2	1か月	本体損傷, 変形変色, 異音脱落, 汚損防湿, 防水不点	2	1年	接地線損傷, ゆるみ, 外れ, 断線						
		3	1か月	接地線損傷, 外れ断線									
備	配線及び配線器具	1	1か月	開閉器, 配線器具等損傷, 過熱変色, 異音異臭, 脱落汚損, 腐食	1	1年	開閉器, 配線器具等損傷, 過熱変色, 異音異臭, ゆるみ, 脱落,	1	3年	漏電遮断機の動作特性試験	1	1年	絶縁抵抗測定

受電		2	1か月	配線 配線の被覆 損傷, 接続 方法	2	1年	外れ, 汚損 腐食, 摩耗 配線 配線の被覆 損傷, 接続 方法, 指示 点間隔						
		3	1か月	漏電遮断機 テストボタンによる動作確認	3	1年	過負荷保護 装置 整定値確認						
		4	1か月	分電盤, 操作盤等 操作・点検 用スペース	4	1年	漏電遮断機 テストボタンによる動作確認						
					5	1年	分電盤, 操作盤等 操作・点検 用スペース						
	設備	実験装置	1	1日	研究実験者が異音, 異臭, 過熱, 損傷等に注意する。	1	1年	研究実験の責任教官が自主的に下記事項を点検する。 音響, 振動 温度				1	必要時
					2	1年	各部の汚損 ゆるみ, 損傷, 伝達装置の異常						
					3	1年	制御装置点検						
					4	1年	接地線接続部点検						
					5	1年	可燃物との離隔距離						
その他 の機器	1	1か月	本体 損傷, 変形 過熱, 異音 異臭, 汚損 腐食	1	1年	本体 損傷, 変形 過熱, 変色 異音, 異臭 ゆるみ, 外れ, 汚損,				1	1年	絶縁抵抗測定	
	2	1か月	接地線							2	1年	接地抵抗測定	

電気使用場所の設備			損傷, 外れ 断線	2	1年	腐食 接地線 損傷, ゆる み, 外れ, 断線						
	接地装置	1	1か月	端子 損傷, 腐食	1	1年	端子 損傷, 腐食					
		2	1か月	接地線 損傷, 外れ 断線	2	1年	接地線 損傷, ゆる み, 外れ, 断線					
	使用機器									1	1年	接地抵抗測定
使用機器				1	1年	汚損箇所の 清掃				1	1か月	漏洩電流測定

別表第 2 - 1 (第 2 0 条関係)

定期点検測定記録

(定期精密及び臨時の点検手入れ及び測定用)

年 月 日 天候 気温 °C 湿度 %

(1) 単線結線図

- (注) (1) 責任分界点以降の高圧回路及び機器の定格・使用タップ番号等を記入すること。
 (2) 施設変更の場合には、変更部分を朱記すること。

受電用遮断機	KV,	A,	MVA	三相短絡容量	MVA
負荷設備	電動機合計出力		KW	台	
	電灯合計出力		KW	灯	

年 月 日 天候 気温 ℃ 湿度 %

(3) 絶縁耐力試験

被試験機器名	最大使用電圧	試験電圧	電圧計の読み	励磁電流	漏えい電流	試験時間	結果

試験回路接続図

$$\text{電圧計の読み} = \left(\text{最大使用電圧} \right) \times 1.5 \times \frac{\left(\text{変圧比} \right)}{\left(\text{V} \right)}$$

年 月 日 天候 気温 ℃ 湿度 %

(4) 継電器試験

用途	種類	製造者名	型式	製造番号	整定値		最小動作電流	限時特性	
					タップ	レバー		200%	500%

試験回路接続図

(注) 整定値は試験時の値を記入すること。

(5) 遮断器試験

用途	トリップ機構 最小動作電流	整定値	動作状況	備考
受電用				

(6) 制御関係動作試験

種 別	動 作 状 況	備 考

(7) 警報装置試験

種 別	動 作 状 況	備 考

(8) 表示装置試験

種 別	動 作 状 況	備 考

(9) 接地抵抗試験

第2種接地抵抗許容値

別表第3（第21条関係）

電気事故報告書（詳報）

年 月 日

事業者名 _____

件名							
事故発生の日時		天候					
事故発生の場所							
事故発生の電気工作物		使用電圧					
事故の状況							
事故の原因							
保護装置の種類及び動作の適否							
被害電気工作物の概要							
他に及ぼした障害							
供給支障電力及び供給支障期間		発電支障電力及び発電支障時間					
復旧の日時		復旧に要する費用					
事故再発の防止対策							
被害者	所属	氏名	性別	年齢	作業経験年数	被害の内容	
自家用電気工作物の概要	業種		発電電力		発電電圧		
			発電電力		発電電圧		
主任技術者の資格及び選任区分							
主任技術者の氏名及び所属							

別表第4（第21条関係）

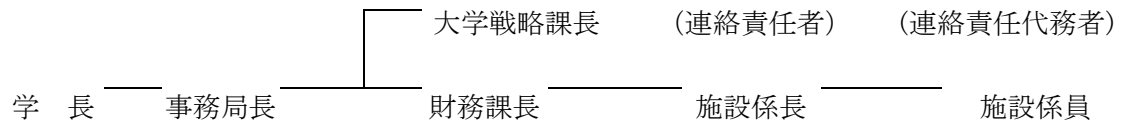
補修工事報告書

年 月 日 天候 温度 ℃

工 事 件 名 又 は 作 業 名			
停 止 時 間	月 日 時 分より	月 日 時 分まで	
機 械 名 及 び 要 量, 相, 型, 屋 内 外, 番 号, 製 造 所, そ の 他	機 器 名	屋 内 外	
	容 量	型 式	定 格 電 圧 定 格 電 流
	相 数	製 造 年 月 日	製 造 番 号 製 造 者 名
請 求 職 場			
作 業 記 事 (状 況 結 果, 改 善 意 見, 説 明 函 等)			
絶 縁 抵 抗 そ の 他 記 録			
測 定 器 名			
作 業 者 名 (社 内 社 外)		使 用 資 材 (品 目 数 量)	

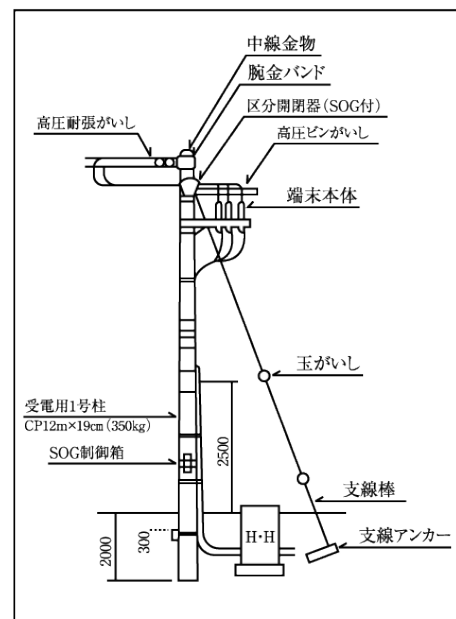
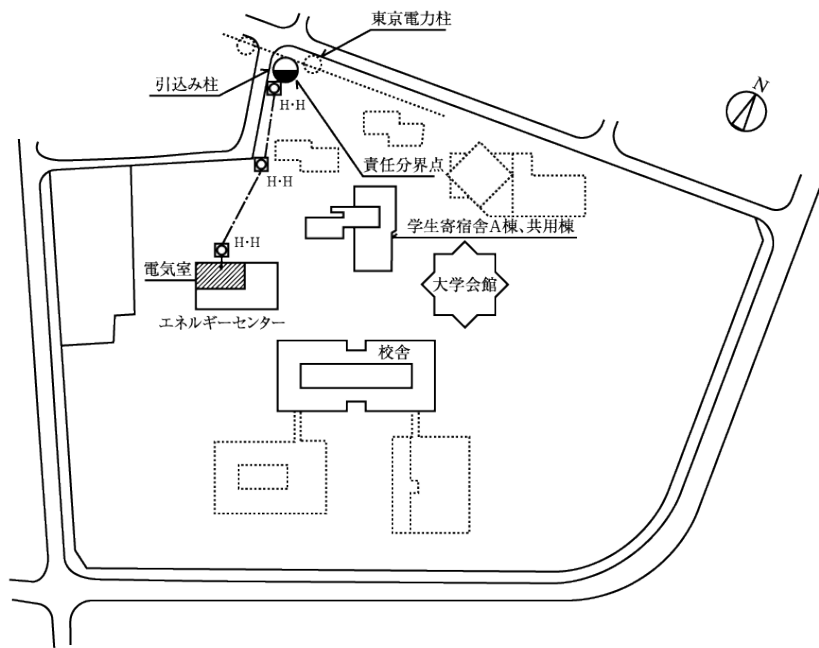
別図第1 (第4条関係)

指揮命令系統及び連絡系統図



別図第2 (第23条関係)

需要設備の構内図



高圧引込み装柱図